

岡山市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務業務委託に関する質問回答

令和7年5月14日

番号	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書P1・4（4）ア	お知らせ通知の口座変更は、オンライン申請においても対応が必要という認識で良いでしょうか。	お知らせ通知に記載の口座を変更する場合は、オンラインまたは郵送での申請を想定しています。
2	仕様書P2・4（4）ウ	申請書が、発注者のホームページから申請者がダウンロードし、庁内事務局に郵送する認識で良いでしょうか。	不足額給付の対象となるにもかかわらずお知らせ通知及び確認書のいずれも届いていない場合及び税修正等により支給金額が変わる場合は、コールセンターで電話受付を行った後、発注者から対象者へ申請書を送付することを想定しています。
3	仕様書P2・4（4）ウ	申請書について、想定件数をご教示ください。 また、郵送希望があった場合の封入封緘等発送準備は、発注者・受託者のどちらを想定されているでしょうか。	想定件数についてはお示しできません。郵送希望があった場合の封入封緘等発送準備は、発注者にて行う想定です。
4	仕様書P2・4（4）ウ	「お知らせ通知及び確認書のいずれも届いていない者」は、書類の不着などで書類が届くはずだった方は含まないという想定で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書P2・4（4）ウ	仕様書P13・5（5）ソにある準備が必要な書類に、申請書の記載がないため、申請書及び封筒類は発注者にて準備する認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書P2・5（1）ア	給付管理用システムに、全給付対象者分（85,000人を想定）以外のデータ（全住民データ約70万件）をセットする必要はないという認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書P2・5（1）ア	「令和6年中に岡山市外から転入してきた支給対象者については、受注者において給付に必要な情報のシステム入力作業を行うこと」について、電子データでの提供を想定していますが、紙又は画像データの提供がある場合は、電子データと紙又は画像データの想定内訳をご教示ください。	紙または画像データの提供は想定していません。
8	仕様書P5・5（2）ア 仕様書P6・5（3）ア 仕様書P7・5（4）ア	当初調整給付金の返還について、原則行わない認識ですが、どうしても返還したいとの強いご希望があった場合、税務署に直接確認してくださいと案内しても良いでしょうか。	当初調整給付に関する問い合わせについては、原則として受託者において対応していただく必要があります。当初調整給付金については、お見込みのとおり返還は求めませんが、対象者の強い希望により返還したいという場合は、税務署ではなく発注者へ報告してください。
9	仕様書P7・5（4）ア	庁内事務局にて使用する業務系端末及び業務系端末に接続するネットワーク機器は、発注者にてご準備いただけるという認識で良いでしょうか。	庁内事務局にて使用する端末等は、全て情報系となります。 LGWAN回線を使用してシステムを構築する場合、PC及び接続に必要なLANケーブル・Hubのみ発注者より貸出が可能ですが、それ以外の機器等については、原則として受注者にて準備してください。
10	仕様書P7・5（4）ウ	申請書の不備率は、10％程度の想定でよいでしょうか。異なる場合は想定の不備率をご教示ください。	確認書による申請の不備率については、10％程度を見込んでおります。
11	仕様書P12・5（5）ケ 仕様書P13・5（5）ソ 仕様書P14・5（5）タ	確認書等の再発行の依頼があった際に必要な「確認書（代理人欄なし）の白紙」が必要と考えております。 下記封入物を各2,000程度追加する認識でよいでしょうか。想定件数をご教示ください。 ・確認書（代理人欄なし）の白紙 ・確認書記入例 ・通知送付用窓あき封筒（共通） ・確認書返信用封筒（料金後納郵便用）	仕様書に記載の枚数は再発行の依頼を含めた想定としておりますが、想定以上に再発行の依頼等があった場合には必要に応じて補充してください。
12	仕様書P13・5（5）ソ	各帳票の不足額給付ⅠとⅡの想定内訳件数をご教示ください。 ・支給のお知らせ通知（不足額給付Ⅰ・Ⅱ） 62,000枚 ・確認書（代理人欄なし）（不足額給付Ⅰ・Ⅱ） 27,000枚 ・確認書（代理人欄あり）（不足額給付Ⅰ・Ⅱ） 1,000枚 ・確認書記入例（不足額給付Ⅰ・Ⅱ） 28,000枚	以下のとおりの内訳を想定しております。 ・支給のお知らせ通知 62,000枚 〔内訳〕不足額給付Ⅰ…57,000枚、不足額給付Ⅱ…5,000枚 ・確認書（代理人欄なし）27,000枚 〔内訳〕不足額給付Ⅰ…24,000枚、不足額給付Ⅱ…3,000枚 ・確認書（代理人欄あり）（不足額給付Ⅰ・Ⅱ）1,000枚 〔内訳〕不足額給付Ⅰ…800枚、不足額給付Ⅱ…200枚 ・確認書記入例（不足額給付Ⅰ・Ⅱ）28,000枚 〔内訳〕不足額給付Ⅰ…27,000枚、不足額給付Ⅱ…1,000枚

番号	質問項目	質問内容	回答
13	仕様書P13・5（5）ソ 仕様書P14・5（5）タ	「確認書記入例（不足額給付Ⅰ・Ⅱ）28,000枚」の内訳は、確認書（代理人欄なし）27,000枚+確認書（代理人欄あり）1,000枚の認識でありますが、確認書（代理人欄あり）の封入物に、確認書記入例の記載がありません。 代理人欄あり専用の確認書記入例の準備は必要で、封入も必要という認識でよいでしょうか。	ご指摘のとおり、代理人欄あり専用の確認書記入例の準備は必要で、封入も必要となります。仕様書の記載内容については契約締結時に修正させていただきます。
14	仕様書P13・5（5）ソ 仕様書P14・5（5）タ	「確認書提出勧奨通知 6,000枚」の封入物について、各6,000枚追加準備する認識でよいでしょうか。 ・確認書（代理人欄なし） ・確認書記入例 ・確認書返信用封筒（料金後納郵便使用）	ご指摘のとおり、確認書提出勧奨通知の発送時には、確認書（代理人欄なし）、確認書記入例、確認書返信用封筒（料金後納郵便使用）を各6,000枚封入します。仕様書の記載内容については契約締結時に修正させていただきます。
15	仕様書P13・5（5）ソ	「通知送付用窓あき封筒（共通）99,000枚」の内訳は、お知らせ通知62,000枚+確認書27,000枚+1,000枚+確認書提出勧奨通知6,000枚+不備通知書3,000枚の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	仕様書P13・5（5）ソ	番号13番とは別に「確認書返信用封筒（料金後納郵便使用）27,000枚」について、「確認書（代理人欄あり）（不足額給付Ⅰ・Ⅱ）1,000枚」分を追加する認識でよいでしょうか。	ご指摘のとおりです。仕様書の記載内容については契約締結時に修正させていただきます。
17	仕様書P13・5（5）ソ	事務局返信用封筒（料金後納郵便使用）8,000枚について、想定内訳件数をご教示ください。 不備通知書の3,000枚の他にどのようなケースに使用されるでしょうか。	詳細については契約後に協議しますが、対象者から申請書を受け付ける際に、事務局返信用封筒（料金後納郵便使用）を同封することを想定しております。また、申請受付期間間近に確認書提出勧奨通知を送付する場合に、事務局返信用封筒を同封する可能性があります。
18	仕様書P13・5（5）ソ 仕様書P14・5（5）タ	制度を案内するチラシの記載がないことから、制度の案内は、確認書または確認書記入例に、発注者のホームページへ誘導するURLまたは二次元コードの掲載対応の認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりですが、必要に応じて確認書または確認書記入例に制度の概要を記載する可能性があります。
19	仕様書P13・5（5）ソ 仕様書P14・5（5）タ	不足額給付の支給（不支給）決定通知書の記載ないことから、インターネットで確認できる機能に誘導するURLまたは二次元コードの掲載対応の認識でよいでしょうか。	支給（不支給）決定通知書の送付は想定していません。ただし、仕様書P3・5・（1）アに記載のとおり、申請状況についてはインターネットで確認できるようにする必要があります。
20	仕様書P13・5（5）ソ 仕様書P19・7（9）オ 仕様書P19・7（9）カ	「当初調整給付支給決定通知書（再発行）」と「当初調整給付支給対象外証明書」について、仕様書P13・5（5）ソにある準備が必要な書類等に記載がないため、送付用封筒等は発注者にてご準備いただける認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	仕様書P5・5（2）ウ	「受付期間終了後等は、自動応答等によるわかりやすい案内を行うこと」と記載がありますが、終了した11月1日以降もアナウンスを流す必要があるということでしょうか。その場合、期間はいつまでかお示しいただけますでしょうか。	お見込みのとおり、11月1日以降も自動応答等による案内が必要となります。期間については、11月末までを想定しております。
22	仕様書P7・5（4）ア	庁内事務局業務の電話回線も貴市用意でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	仕様書P2・5（1）	クラウドサービス接続に関する仕様の該当可否と接続構成について 本業務では、給付金の審査および支給に関する管理業務は、当社BPOセンター内のスタンドアロン型オンプレミス環境にて実施いたします。 オンライン申請に関しては、クラウド上のフォームを活用し、当社センター内の特定端末から、申請データダウンロード・審査状況のアップロード作業のみの実施を想定しています。 仕様書に記載の「クラウドサービス上に構築する場合は、IP-VPNまたはLGWAN等の閉域網による接続を行うこと」との要件につきましては、当該クラウド環境には給付金処理機能を構築しておらず、業務本体はオンプレミス環境で完結するため、当該要件には該当しないものと理解しており、本構成が仕様に該当しないものとして取り扱えるか、ご確認をお願いいたします。	質問で示されたシステムの構成については、仕様書P2・5（1）に記載されているセキュリティ対策が必要なものに該当します。

番号	質問項目	質問内容	回答
24	仕様書P2・5（1）	クラウドサービス接続に関する仕様の該当可否と接続構成について、クラウド環境への接続は、固定IPアドレスによる接続制限、ログイン時の二要素以上の認証、通信暗号化、接続ログ管理など複数のセキュリティ対策を講じたVPN接続に限定しており、実質的に閉域網に準じた安全性を確保した構成となっており、本構成で仕様上問題ないものと理解しておりますが、この認識に相違ございませんでしょうか。	仕様書に記載のとおり、給付管理用システム及びオンライン申請システムへの発注者及び受託者からの接続にあたっては、IP-VPN等の閉域網又はLGWANによる接続でセキュリティを確保されていれば問題ありません。

※以上の回答は仕様書の追補とみなします。